

いじめ防止等についての学校基本方針

静岡県立新居高等学校
2019年3月14日改訂

1 いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。

2 いじめ防止等への取組体制

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との共通認識の下、いじめ防止等に全教職員で組織的に取り組む。
- (2) いじめ防止等に係る意思決定機関として、校長、教頭、生徒課長、学年主任、養護教諭、教育相談担当を委員とする「いじめ防止等対策委員会」を設置する。必要に応じ、クラス担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、学校評議委員等を委員に加える。
- (3) いじめ防止等対策委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策を講じ、これを着実に実行する。
- (4) いじめが疑われる案件が認知された場合は、教頭、生徒課長、学年主任、クラス担任又は部活動顧問を委員とする小委員会を設置し、具体的な対応にあたる。

3 いじめ防止等への取組の具体

- (1) いじめを未然防止するために、以下の取組を行う。
 - ア 本方針を、生徒、保護者、学校評議委員等に説明する。(年度当初)
 - イ 学校行事や部活動を通して、望ましい人間関係の在り方を学ぶとともに、心身の成長につなげる。(通年)
 - ウ 朝読書を通して、知的好奇心を喚起し、読解力や創造力を高め、多様な人生観や価値観を理解する心を育む。(通年)
 - エ 道徳的心情の育成を図る授業内容や授業進行など、工夫を凝らした授業を行う。(通年)
 - オ 保育体験実習や特別支援学校との交流を通して、幅広い人間関係づくりを推進する。(1年生2学期、全学年1学期)
 - カ 生徒総会等で、生徒会が中心となり企画した「いじめ防止」に関する取組を行う。(6月、10月)
 - キ 保護者、教員相互が生徒の家庭や学校での情報を緊密に交換し、信頼関係を高める。(通年)
 - ク 特に配慮が必要な生徒については日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。(通年)
 - ケ 具体的な事例などをもとに校内研修を行い、教職員のいじめに対する意識向上に努める。(通年)
 - コ 本方針を検証・評価し、生徒、PTA、学校評議委員等から意見を聴取して、必要な見直しや改善を行う。(年度末)

(2) いじめを早期発見するために、以下の取組を行う。

- ア 心の健康状態調査（4月）、教育相談のための総合調査（7月）、学校生活に関するアンケート調査（11月、2月）を実施する。
- イ 担任による個人面接（4月、9月）、三者面談（夏季休業中）を実施する。
- ウ スクールカウンセラーによる教育相談（月2回）を実施する。
- エ 登校時、授業中及び休み時間に教員による校内巡視や声掛けを継続して行う。

(3) いじめを早期解消するために、以下の取組を行う。

- ア いじめが疑われる案件を目撃したり、相談を受けたりした教職員は、いじめ防止等対策委員会に速やかに報告する。
- イ 上記(2)の取組や教職員からの報告等により、いじめが疑われる案件が認知された場合は、直ちに小委員会を開設し、情報収集等の具体的な対応を行う。
- ウ いじめ防止等対策委員会は小委員会と情報共有を行い、当該案件がいじめであるかを判断する。いじめであるかの判断にあたっては、苦痛を表現できなかったり、いじめであることに気付いていなかったりする場合もあることに留意することとする。
- エ いじめと判断された場合、いじめ防止等対策委員会は、その旨を県教育委員会に報告するとともに、当該案件の早期解決のための具体策を講じ、速やかに実行する。
- オ 被害生徒の生命または身体の安全が特に脅かされている場合は、直ちに警察に通報する。
- カ 加害生徒には特別な指導を行い、場合によっては懲戒の対象とする。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者や、「傍観者」として周囲で暗黙の了解を与えている者に対しても、必要な指導を行う。
- キ いじめ案件への対応は、いじめが解消するまで継続し、解消に至った後も、再発する可能性が十分であることを踏まえ、日常的な観察を継続する。

4 補足事項

上記3(1)(2)の取組については、実施率100%を達成目標とし、年度末に目標の達成状況を検証するとともに、目標が達成できなかった場合には、改善策を講じることとする。